

須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の住宅の所有者、賃借者又は購入予定者（以下「所有者等」という）が、その住宅の耐震診断及び補強計画策定（以下これらを「耐震診断等」という。）を希望する場合に、予算の範囲内で耐震診断者等を派遣して耐震診断等を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- （2） 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者等の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- （3） 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録されたもので、耐震診断等を行うものをいう。

（対象住宅）

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内にあり次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- （1） 所有者等が自ら居住し、所有し、又は貸付し、若しくは購入予定の木造住宅（所有者等は市税等の滞納をしていないこと。）
- （2） 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）
- （3） 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- （4） 市長が別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅
- （5） 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

（派遣の申込み）

第4条 耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者等（対象住宅が共有されている場合は、その共有者のうちから選任された代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟ごとに、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

（派遣の決定）

第5条 市長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を須賀川市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申込みをした者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、その決定通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 派遣依頼者は、前条第1項に規定する決定通知を受けた後に耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに須賀川市木造住宅耐震診断者派遣辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 市長は、派遣依頼者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、須賀川市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（第4号様式）により、派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第8条 市長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第9条 耐震診断者の派遣に要する費用は、次条に定める費用を除き、市が負担するものとする。

(派遣依頼者の費用負担)

第10条 耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、消費税及び地方消費税相当額を含め8,000円を診断終了直後に耐震診断者へ支払うものとする。

(診断結果の通知)

第11条 市長は、耐震診断等の結果を須賀川市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書（第5号様式）により派遣依頼者に通知するものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第12条 市長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第13条 耐震診断者及びその業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等に関し、派遣依頼者から第10条に規定する費用以外の金銭を受け取ること。
- (2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（その建築士事務所の開設者等が関係する建設会社を含む。）は、その耐震診断者が耐震診断等を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

(業務の委託)

第14条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(補則)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１８年７月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。